

## 生命保険の始まり

---

CFP® 伏石 知子

保険の始まりは古代、船で出かけるしかなかった時代に出来ていた地中海地方の「冒険貸借」という制度です。この地方の人は船で遠く中東やアジアに出かけ、現地で香辛料や特産品を安く仕入れ母国に戻って高く売るという商売をしていました。当時は船で出かけても嵐にあたり、海賊の襲撃を受けたりと困難を極めていましたが、成功すると大儲けができるので一か八かの危険を覚悟で船を出していました。

この一か八かの危険に対応したのが「冒険貸借」です。

貿易業者は航海に必要な資金を資本家から借用して航海に出ます。成功すれば貿易業者は資本家に多大な利息とともに元金を返します。航海に失敗すれば元金も利息も払わないという仕組みでした。最盛期には利息が30%を超えたそうですがあまりにも暴利だったので、禁止となりました。

そこで資本家が考えたのがあらかじめ、貿易業者から航海失敗時の損害金にみあった危険負担の掛け金をもらい、無事航海成功した時には保険料は払い損となり、航海に失敗した時は決めておいた金額を貿易業者に支払うという仕組みでした。この制度により貿易業者は安心して航海できるようになりました。

貿易業者は失敗すると掛け金は損をしますが、成功した方に損失分の上乗せをすれば良いことですし、資本家は事故が起こる割合を調べて掛け金を決めれば良いことですので、双方にメリットがある制度になりました。

この仕組みを人に応用したのが生命保険です。

日本に生命保険を紹介したのは1868年に福沢諭吉が「西洋旅案内」によってです。1880年に日本初の生命保険会社日東保生会社が開業しましたが倒産。1881年に有限会社明治生命 1888年に帝国生命（現在の朝日生命）1889年に日本生命が開業しました。

生命保険の保険料算定に欠かせない原則があります。一つは収支相等の原則です。個々の契約者が支払う保険料総額と支払う保険金の総額が等しくなるように計算されることです。

つまり 保険金×死亡者数＝保険料×契約者数

支払金額が多ければ、保険会社は経営難になってしまいます。

もう一つが給付・反対給付均等の原則。これは保険金（給付）に保険事故の発生率をかけた額と契約者が払う保険料（反対給付）は等しいというものです。たとえば 500 万円の生命保険に入っている人が 1,000 人いてこのうち事故に遭う人が 10 人（事故発生率 1%）とすると、給付は  $500 \text{ 万円} \times 10 \text{ 人} = 50,000,000$  万円です。一方 1,000 人は保険料を 50,000 円払っているとします。反対給付は  $50,000 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 人} = 50,000,000$  円と等しくなります。どちらも同じようですが、収支相等の原則は保険会社全体の収支を計算するもので、給付・反対給付均等の原則は個人が支払う保険料の計算をするものです。

事故発生率は大数の法則といい、個々の事故は大量に観察すれば一定の発生率が予測されるという法則です。これはたとえばサイコロを何千回も振るとそれぞれの目が出る確率は六分の一になるという法則で、事故発生率は大量に観察すると一定の確率で起こっていることが予測できるというものです。

このような原則を踏まえ、生命保険料は綿密に計算されていて、保険会社の集めた保険料の一部が相互扶助で保険金として死亡家族に支払われ、一部は会社の経費として使われ一部は会社の利益となります。

生命保険は、決めた保険金の支払いで、残された家族を助けるという定期保険から始まりましたが、今では病気やケガ・長生きした時に支払われるような色々な生命保険が出ています。

上手く使えば安心を手に入れることが出来る生命保険なので、必要に応じてよく調べてから加入しましょう。

以上